これまでの経緯

1

昨年10月～の動きにつながった　きっかけ

複数の女性アスリートがあげた声

なぜ

おかしい

⇩ **相談**

日本陸連　アスリート委員会

2

被害の実態

2000年代～　競技会での「盗撮」被害

短距離スタート付近・跳躍助走路の正面など

→ 不安・心配、パフォーマンス×

最近の被害：SNS・動画投稿サイト 等にも

例）卑わいな文言とともに選手の画像を掲載

選手の写真に体液をかけた画像・動画を掲載

コロナ禍のLive配信の応援メッセージ欄への書込み

3

スポーツ界全体の動きへ

日本陸連

↓

JOC

連携

関係諸団体

→ 昨年11月

4

その後の進展

① JOC特設サイト「情報提供窓口」

5/10までの 半年間 で 約1000件

② オリ・パラの「禁止行為」等に追加

性的ハラスメント目的の撮影禁止

5

その後の進展

③ スポーツ庁から各スポーツ団体への連絡

相談窓口の案内 ・ 大会での取組みの呼びかけ

総務省「違法・有害情報相談センター」 など

④ 本年5月　情報窓口設置後、初の逮捕事例

女性アスリート画像に、卑わいな文言を付して、
アダルトサイトに無断転載 （著作権法違反）

6

各地の陸上競技会での被害状況・取組状況

7

日本陸連　本年1～2月

各都道府県の陸上競技協会や、各協力団体（実業団・学連・高体連・中体連等）にアンケート調査を実施

8

競技会における盗撮（迷惑撮影）対策の実施有無

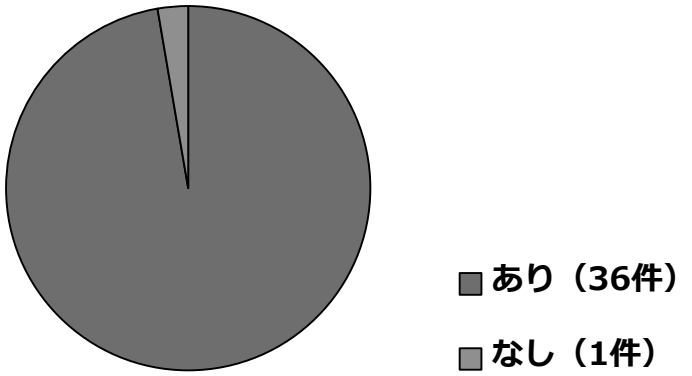

9

具体的に実施されている対策すべてにチェックをお願い致します。

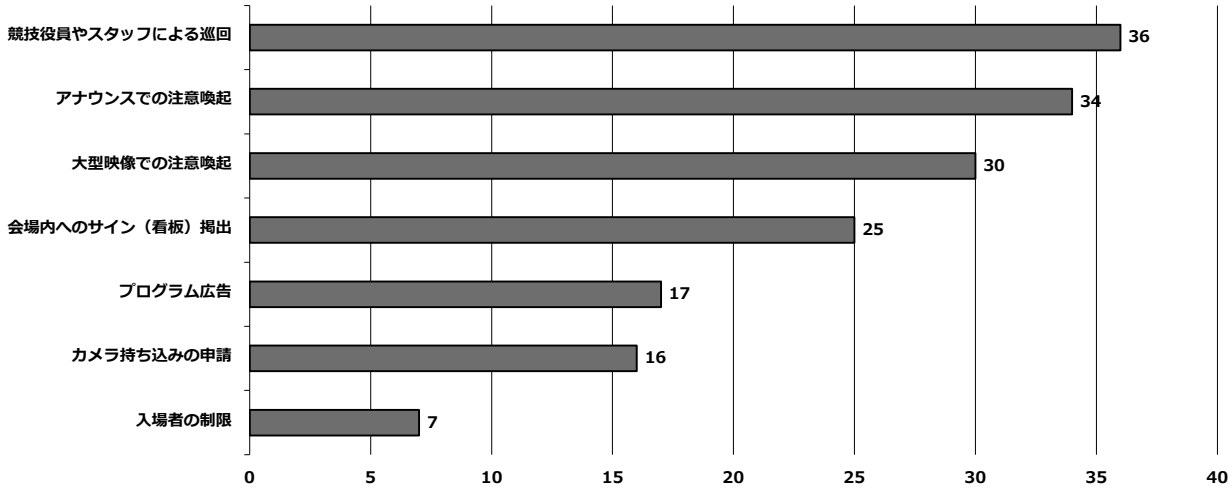

10

盗撮など不審者が多いと感じる種目いずれか一つご回答ください。（全36件）

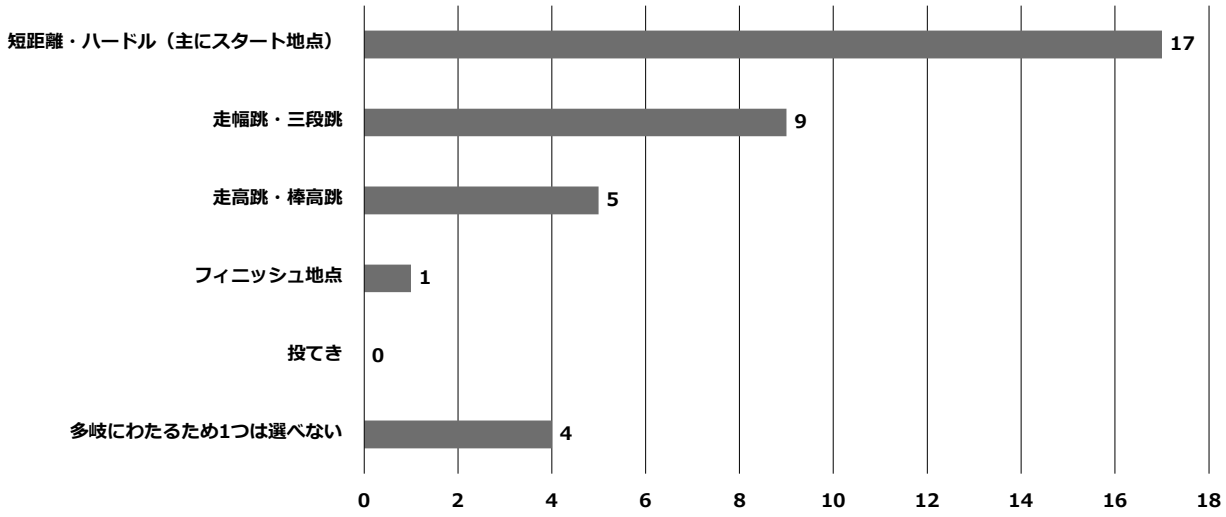

11

警察を呼ぶ、警察へ相談する事態に発展する案件の有無。（直近3年）

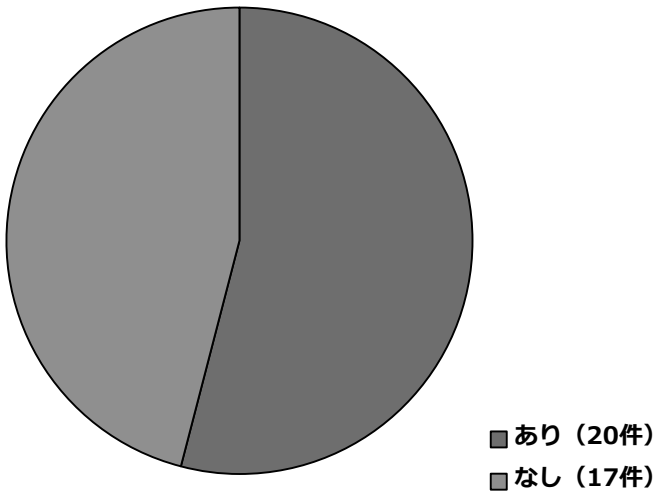

12

「ユニフォーム問題」について

13

ユニフォームで
競技する選手

と

匿名で
他人を侮辱する者

**選手は、どんなユニフォームであれ、
誰にも、何の迷惑もかけていない**

**右の存在を理由として、選手に対策を強いる
雰囲気や、選手の自由を奪うのはおかしい**

14

「全面撮影禁止」は適切・有効 か

15

① 「撮影」すべてが悪いわけではない

② スマホの高性能化

③ 取締りが困難な大会も多数

④ 「撮影」に限られない被害の多様化

16

望まれる対策

17

<u>複合的な対策</u>が必要

① スポーツ団体・大会主催者の取組み

② 立法の整備 （撮影の罪・ネット被害対策）

③ 社会の認識・意識

18

「③ 社会の認識・意識」に関連して

＜陸上・日本インカレでの取組み例＞

- 「取締り」から「抑止」へ

  チラシ・うちわの配布

  →迷惑撮影を「しない・させない・許さない」雰囲気作り

- 動画 「陸上が、好きだ。
  だから私は、迷惑撮影を許さない。」

19

盗撮・性的画像被害の法的問題点

1

実際の盗撮事犯について

- 盗撮の手段トップはスマートフォン
- 場所は駅構内、ショッピングモール等商業施設など
  - アスリートも被害に遭うのはもちろんのこと、広く一般の方も被害者になりうる
  - 学校、職場、航空機内でも深刻な問題になっている

2

「盗撮」取締の現状

- そもそも「盗撮」や「性的画像投稿」を直接取り締まる法律がない
- 各都道府県の条例等で対応→「卑猥な言動」にあたるか？！
- 各県で規制バラバラ（条例による規制のため）
- 罰則が軽い（条例による規制のため）

（航空機内だとどの都道府県の条例を適用するか不明となり処罰不能に）

3

現行法上の「盗撮」取締手法

刑事上の取締手法

- 各都道府県の迷惑防止条例
- 名誉毀損罪　（保護法益は『その人の社会的評価』）
- 侮辱罪　（保護法益は『その人の社会的評価』）
- 建造物侵入罪　（保護法益は『誰に立入を認めるか』）
- 著作権法違反　（『各メディアの著作権』）

➡ 被害の実態にそぐわない、法定刑が軽すぎる場合があるという問題

4

現行法上の「盗撮」に関する被害回復手段

民事上の被害回復手段

- ●著作権侵害
- ●削除請求
- ●発信者情報開示請求
- ●慰謝料請求（名誉毀損・肖像権侵害など）

➡ 手続きが煩雑、認容慰謝料が低額

5

「盗撮罪」海外はどうなってる？

➡➡➡ 国法レベルで規制あり！

- ➢アメリカ・イギリス　→窃視罪等の規定あり
- ➢フランス　→性的会話・性的姿態に対する侵害、窃視
- ➢ドイツ　→録画による高度に私的な生活領域の侵害
- ➢韓国　→（一定の場合の）カメラ撮影禁止
- ➢カナダ　→窃視

6

盗撮行為規制のために検討すべきこと

- 時代（テクノロジー）に応じた迅速・適切な法律改正
- 時代に応じて処罰の対象を厳格に規定していくべき
  ➡ 撮影行為のみならず掲載行為も処罰対象にすべき
- 日本の性犯罪処罰の法定刑の低さの問題
- 被害者が被害事実を申告し、被害回復をしやすい制度等の構築（刑事も民事も）

7

なぜアスリートの性的ハラスメント目的の撮影・SNS投稿が規制されるべきなのか？

①アスリートは自身の競技力向上のために取り組んでいる

②自身が性的に消費されることは想定の範囲外

③性的ハラスメント目的の撮影・SNS投稿は選手の身体に直接の接触はないが、「痴漢」行為に近いものがある

8

なぜアスリートの性的ハラスメント目的の撮影・SNS投稿が規制されるべきなのか？

④加害者にとっては一瞬の行為かもしれないが、
被害者にとっては「一生残る傷」

⑤こういった行為が放置されることでアスリートは
競技から離れる可能性あり

個人の尊厳の侵害！！

⑥その人がその人らしい行動ができなくなる

9

まとめ

- 「個人の尊厳」（憲法13条）の侵害は「目には見えない」（見えにくい）
- 見えにくいものをどのように可視化していくのか？
- 「その人」がその人らしく生きていくには周囲はどうすればいいのか？
- 「その人」はあなた自身（かもしれない）
  - この問題はアスリートは勿論、多くの人の生活にもかかわる

10

「性的姿態の撮影行為に対する処罰規定」が立法課題となった経緯

1

宮崎強姦ビデオ事件

宮崎市のアロママッサージ店を経営する男性被告人が、平成２２年４月から平成２５年１２月までの間、店舗内で、複数の女性らに対し、強姦・強姦未遂・強制わいせつを行った事件。被害者は、起訴されている案件だけでも５人。

被告人は、強姦と強制わいせつの被害者４名に無断で、各犯行を隠し撮りしてデジタルビデオカセットに録画。各ビデオテープに被害者氏名や年月日等を記入した紙を張って保管。被告人は「無罪を証明するビデオ」と主張し、強硬にビデオ原本を所持し続けた。

2

第一審（宮崎地裁・平成２７年１２月１日判決）

刑法１９条１項２号の「犯罪行為の用に供した物」に当たる
→没収の言渡し

最高裁（平成３０年６月２６日決定）

没収できると判断。しかし、

「被害者にそれぞれその犯行の様子を撮影録画したことを知らせて，捜査機関に被告人の処罰を求めることを断念させ，刑事責任の追及を免れようとしたため」
という限定付き。

3

平成３０年７月

犯罪被害者支援弁護士フォーラム（ＶＳフォーラム）が
- 「盗撮罪の創設」を訴える記者会見
- 啓発チラシと条文案の発表

歴代法務大臣に申し入れ

第２期上川陽子、金田勝年、山下貴司、森まさこ、第３期上川陽子 各大臣

令和２年４月

性犯罪に関する刑事法検討会の論点に入る

4

性犯罪に関する刑事法検討会の検討状況

5

保護法益の捉え方

- 性的自己決定権
- 公序良俗違反（社会的法益）
- 性的尊厳 → 一番広く網羅できる？

6

処罰されるべき対象行為として挙げられた類型

7

①強制性交等などの犯行の場面を撮影する行為
②被害者に気づかれずに撮影する行為（現在の都道府県条例）
③アダルトビデオに出演を強要して撮影する行為
④ユニフォーム姿のスポーツ選手の胸部や臀部を殊更にアップして撮影したり、脚を開くなどの特定の姿勢を撮影したりする行為
⑤子供の水着姿やブルマ姿の姿態を撮影する行為

当初は５類型のうち①、②を想定
検討会の最中にアスリート問題勃発→④を提案。多くの委員の賛同を得る。
→アスリートの撮影問題を網羅できる法律が必要との認識共有

＜最高裁平成２０年１１月１０日決定＞

ショッピングセンターで女性の後ろを約５分間、４０メートル余りにわたって付け狙い、背後の約１～３メートルの距離からデジカメで、女性の細身のズボンの臀部を約１１回撮影した事件。

最高裁は、北海道迷惑防止条例の「卑わいな言動」に当たると判断。被害者が撮影に気付いておらず、被害者の着用したズボンの上から撮影されたものであっても、社会通念上、性的同義観念に反する下品でみだらな動作であることは明らかであり、これを知った時に被害者を著しく羞恥させ、被害者に不安を覚えさせる、と判断。

8

画像の没収・消去の問題

9

① 刑事事件で有罪判決を前提とする場合
→撮影に関する罪、が出来れば没収できる範囲が広がる

② 有罪判決を前提としなくても没収・消去する必要性

- 時効が成立していて刑事事件に出来ない
- 刑事事件にはしたくない
- 刑事事件にしたいが、証拠が不十分

<u>画像だけは消したい</u>

10

立法化へ向けての課題～主にアスリート盗撮に関して（実体法）

11

＜検討会で出された意見＞

処罰の必要性はおおむね賛同を得られた

しかし、反対意見や課題も･･･

- 撮影行為を処罰する規定自体、設けるべきではないとの少数意見あり。
- 公衆の目に触れる場所で自ら露出している場合は処罰すべきではない？
- 衣服の上から特定部位を誇張して撮影された場合、違法な行為と適法な行為を明確に切り分けられないのではないか。
- ネットに拡散する行為は、どのような場合に処罰すべきなのか（特定かつ少数者への提供も犯罪とすべきなのか）検討する必要がある。
- ネットへの拡散行為については、現行法での対応で十分？
- 同意なく撮影された画像を所持しているだけの場合も、犯罪化すべきなのか？

12

立法化へ向けての課題～主にアスリート盗撮に関して（手続法）

13

＜検討会で出された意見＞

有罪判決を前提とする画像の没収・消去について

没収・消去の必要性はほぼ一致

しかし、反対意見や課題も･･･

- 刑法１９条「物」は原本・有体物のみなので、データやコピーも没収・消去できるようにすることが必要。
- コピーすることを処罰対象とし、コピーを没収対象とするために、現行法の改正にとどまらず特別規定を創設する必要性もある。
- 次々とコピーされ拡散される中で、どの範囲までを共犯とし、没収・消去の処分とするのか。
- 加工された画像や一部だけコピーした画像の没収・消去は可能か。
- 没収や消去の対象は、性的尊厳等が侵害されることに見合うものである必要があり、その範囲をどう区切っていくのか。

14

＜検討会で出された意見＞

有罪判決を前提としない画像の没収・消去について

没収・消去の必要性はほぼ一致

しかし、反対意見や課題も･･･

・有罪判決によらずに所有権を剥奪するのは、過剰な表現規制ではないか。
　→関税法上の輸入禁制品の行政没収に係る規程や、ストーカー規制法の禁止命令等の内容として画像データの削除を命じる例を参考とすべき。

・消去命令の主体をどこにするか→裁判所、警察庁、総務省など

15

刑罰の重さを考える必要性

韓国の性暴力犯罪の処罰等に関する特例法

性的画像の意に反する編集・合成・加工
→５年以下の懲役or５千万ウォン以下の罰金

営利目的で情報通信網を利用して頒布
→７年以下の懲役

16

立法化されるためには、これからが重要

17

刑法改正について今後の流れ

検討会の取りまとめ→法制審議会→国会

検討会ではかなり前向きな意見が多数を占めたが、どう法制化できるか。

世論を盛り上げて、「撮影の罪が必要である」という国民的合意を。

18

検討会の取りまとめ　ＵＲＬ

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00020.html

アスリートの撮影問題議事録

検討会 第６回、７回、１０回、１１回、１３回を参照

19